

資料No.3-1

江田島市公共交通協議会
平成26年4月28日

平成26年度江田島市公共交通協議会事業計画（案）

1 目的

江田島市の公共交通を「つくり、守り、育てます」を基本方針として、「持続可能な公共交通体系」を再構築する。海上交通（航路）を基軸として、陸上交通（バス、おれんじ号など）と一体的かつ体系的に見直しを図る。

なお、各事業の実施に当たっては、民間活力を活かしながら市が適切に関与する。

2 公共交通協議会等について

市民ニーズを尊重しながら、地域や事業者、行政などの実情に即した公共交通サービスを展開するため、随時、公共交通協議会を開催する。

また、必要に応じて、陸上分科会や海上分科会などを開催し、事前の協議を行う。

3 陸上交通について

① おれんじ号の運行委託

江田島北部線・沖美北部線・沖美南部線のおれんじ号、大須朝夕便の運行委託を行う。

運行実績などに基づき陸上分科会や公共交通協議会で協議を行ない、運行基準に応じた見直しを行う。

② 江田島バスとの連携

江田島バスに対しては、住民ニーズ情報の提供、利用者減少路線などの改変要望、航路のダイヤ変更によるダイヤ改正協議などを行い、連携を図っていく。

③ 交通空白不便地域対策

バス路線の変更などによる交通空白不便地域については、交通手段確保が必要と判断される場合は、地域の特性や利用者予測などに基づき、対応を協議する。

4 海上交通について

① 安定的な航路サービスの提供

市全体における望ましい航路運営体制の構築・維持確保に向けて、安定的な航路サービスの提供に必要な対応や協議を行う。

② 航路利用促進

航路利用の促進を図るため、海上分科会での協議結果を踏まえた取組を実施する。

5 地域公共交通網形成計画策定準備

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の一部改正に伴い、地域公共交通網形成計画の策定に向けた取組を進める。

6 インターネットなどによる情報提供

バス路線の時刻・料金表などを含む路線検索ホームページの運営管理や運航休止情報などのメール配信により、利用者の利便性向上を図る。

7 その他

その他公共交通協議会が必要と認めた事業を実施する。